

特定施設等の構造変更等の主旨

1 変更の理由

2 変更部分の概要（箇条書で記入すること。）

記入上の留意点

1 水質汚濁防止法第7条の規定に基づく特定施設の構造等変更届出を提出するのは、次の事項を変更する場合である。

- (1) 特定施設の構造
- (2) 特定施設の使用の方法
- (3) 特定施設から排出される污水又は廃液の処理方法
- (4) 排出水の汚染状態及び量その他総理府令で定める事項
(昭和46年6月19日 総理府通商産業省令第2号第5条)

例：特定施設、污水处理施設の構造を変更する場合、新たに污水处理施設を設置する場合、污水等の処理系統に変更がある場合

2 変更部分については、変更前後を対照した平面図と構造図（概要図）を添付し、変更部分が明確に分かるように色鉛筆等で記入すること。